

参考1 第12回中央環境審議会地球環境部会国内排出量  
取引制度小委員会(平成22年9月10日開催)提出資料

## オプションA：電力直接方式＋総量方式(有償割当)

【電気事業者を含め温室効果ガスを直接排出する者に総量方式(有償)で排出枠を設定】

### (1) 電力の取扱い

▶ 制度のカバー率が高くなること、電気事業者に直接の排出削減のインセンティブが働くこと等から、**直接排出方式**とする。

### (2) 排出枠の設定方法

- ▶ 効率性、公平性、透明性等の観点から、**有償割当**とする。
- ▶ 電気事業者以外の者による化石燃料消費等によるCO<sub>2</sub>排出については、当該排出者が排出枠の設定対象となる。これに関しては、原則有償割当としつつ、当初は無償割当を認める考え方もある。
- ▶ 排出枠は**遵守期間の期首**に交付。

## オプションB：電力間接方式＋総量方式(無償割当) ＋電力原単位規制

【電気事業者には排出原単位での改善を義務づけ、電気事業者を除く制度対象者には総量方式(無償)で排出枠(電力起因の排出を含む)を設定】

### (1) 電力の取扱い

- ▶ 電力需要家側に直接的な排出削減インセンティブが働くこと、既存制度(排出量算定報告公表制度、電力供給義務等)との親和性があること等から、**間接排出方式**とする。
- ▶ あわせて、一定の基準値まで原単位を改善するよう電気事業者に対して義務づける。電気事業者が当該義務を達成できなかった場合には、基準値と実績値の差分に実績の発電量を乗じた排出量分に相当するクレジットの調達(調達できなかった場合のペナルティを含む)を課す。

### (2) 排出枠の設定方法

- ▶ 総量削減を担保しつつも、社会的受容性を重視する観点から、当分の間、**無償割当**とする。(オークションは将来的な検討課題)
  - ベンチマーク策定が可能な業種・製品(例:鉄鋼、セメント): **ベンチマーク方式**
  - それ以外: **グランドファザリング方式** (過去の削減努力を評価する仕組みを検討)
- ▶ 排出枠は**遵守期間の期首**に交付。

## オプションC：電力間接方式＋原単位方式

【電気事業者を含め温室効果ガスを直接排出する者（電力需要家においては電力起因の排出を含む）に排出原単位の改善を義務づけ、排出量確定後に事後精算で超過削減量を交付】

### (1) 電力の取扱い

- ▶ 電力需要家側に直接的な排出削減インセンティブが働くこと、既存制度（排出量算定報告公表制度、電力供給義務等）との親和性があること等から、間接排出方式とする。

### (2) 排出枠の設定方法

- ▶ 制度対象者に対しては原単位の改善のみを義務づける。制度対象者に、原単位方式を採用するかどうか自由に選択させることも考えられる。
- ▶ いずれにせよ生産量増加に伴う排出量の増加に制限がなく、総量削減は担保されないため、仮に総量削減を担保するには、制度対象以外の部門でその分の削減を義務づける等、何らかのメカニズムが必要となる。
- ▶ 超過削減量の交付は排出量確定後の事後精算となる。

参考2 第11回中央環境審議会地球環境部会国内排出量取引制度小委員会（平成22年8月31日開催）から一部抜粋

### 電力の取扱い（カバー率の比較）

- 電力の取り扱いについては、間接方式とするか直接方式とするかによりカバー率は大きく異なる。
- 間接方式を基本として制度設計した場合、算定・報告・公表制度の対象者と同じ裾切り基準（年間3千t-CO<sub>2</sub>以上）とすると、カバー率はエネ起CO<sub>2</sub>排出量の43%となる（改正後の企業単位の場合6割程度の見込み）。

排出規模	電力間接方式				電力直接方式			
	報告数	エネ起CO <sub>2</sub> （特定事業所排出者）			報告数	エネ起CO <sub>2</sub> （特定事業所排出者）		
		排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	算定制度排出量 に占める割合	国家インベントリ に占める割合		排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	算定制度排出量 に占める割合	国家インベントリ に占める割合
3千t-CO <sub>2</sub>	12,834	4億9,264万	99.2%	43.3%	4,608	7億928万	97.2%	62.3%
1万t-CO <sub>2</sub>	4,226	4億4,643万	89.9%	39.2%	1,678	6億9,390万	95.1%	61.0%
2.5万t-CO <sub>2</sub>	1,752	4億875万	82.3%	35.9%	903	6億8,214万	93.5%	59.9%
10万t-CO <sub>2</sub>	538	3億5,1688万	70.8%	30.9%	407	6億5,826万	90.3%	57.8%

注) 上記カバー率は温対法改正前の算定・報告・公表制度によるもので、企業単位で裾切り基準が適用される改正後制度では、カバー率は約6割に上昇する見込み。電力直接方式の報告数やカバー率は推計値。  
出典) 電力間接方式: 平成20年度算定・報告・公表制度データより分析  
電力直接方式: 平成20年度算定・報告・公表制度データ及び平成20年度エネルギー消費統計データより推計